

報告第9号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月3日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年5月18日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

学校施設管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和8年4月23日 午前11時

2 事故発生の場所

つくば市小荃798番地1 つくば市立荃崎第三小学校

3 相手方

(1) 住所 茨城県つくば市■■■■■■■■■■

(2) 氏名 ■■ ■■

4 事故の概要

つくば市立荃崎第三小学校において、学校管理員が除草作業中、刈払機によってはねた石が、駐車していた相手方車両の後部に当たり、リアガラスを破損させ

たもの

5 損害賠償額

金 85,998 円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金 85,998 円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。